

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和7年度）

住 所 愛媛県松山市南吉田町2731番地

事業者名 松山空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 清水 一郎
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旅客ターミナルビル	松山空港では2026年3月末までに、以下の設備を整備する計画です。まず、6番固定橋を増築し、その固定橋に最新型の旅客搭乗橋を1基導入します。これにより、ユニバーサルデザインに基づいたバリアフリー対応を実現します。また、視覚障害者の安全な移動を支援するため、カーブサイドに視認性を高めた黄色の視覚障害者誘導用ブロックを設置します。これらの取り組みにより、全ての利用者にとって利便性と安全性の高い空港環境を目指します。	6番固定橋増築工事が2026年4月に完成がずれ込んだが、その他は計画通りに実施した。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旅客施設の基準適合維持 設備の定期点検	新設・増設される旅客施設については、「公共交通移動等円滑化基準」に適合する設計・施工が行われるようプロジェクト開始時から設計者及び施工業者と緊密に連携します。 旅客ターミナル内のエレベーターなど各設備の定期点検を実施し、必要な役務を安定的に提供します。専門技術者による点検と迅速なメンテナンスで、安全性と信頼性を常に確保します。	点検を実施している。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士有資格者の増員と研修強化	スタッフを対象に、サービス介助士資格の取得を促進します。資格取得に必要な研修や試験受講を支援し、資格保有者を増やすことを目指します。コロナ禍を背景に、オンライン形式での研修を積極的に採用し、スタッフが時間と場所を選ばずに学べる環境を整備します。これにより、業務と資格取得の両立を容易にします。資格保有者を対象とした定期的なスキルアップ研修を実施し、新しい介助技術や接遇マナーの向上を図ります。最新の情報や事例を共有し、現場での対応力を継続的に高めます。	資格取得は進まなかった。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
筆談による移動情報の提供	聴覚障害をお持ちの方が安心して施設を利用できるよう、1F案内所、2Fビジネスラウンジ、および3Fスカイラウンジに筆談ボードを常設します。筆談を用いた情報提供で、スムーズなコミュニケーションを図ります。また、対応スタッフには筆談の基本スキル研修を実施し、より適切なサポートを提供します。これにより、聴覚障害をお持ちの方々の施設利用時における不安を軽減し、積極的な利用を促進します。	1F案内所、2Fビジネスラウンジおよび3Fスカイラウンジに筆談ボードを常設し、聴覚障害をお持ちの方への情報提供体制を整備しております。必要に応じて筆談による案内を行い、円滑なコミュニケーションに努めています。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の強化	高齢者や障害者への接遇をさらに強化するために、(一財)全国空港事業者協会が提供する接遇サービス研修プログラムへの参加を推進します。この研修では、基本的な接客スキルの向上に加えて、具体的なケーススタディやロールプレイングを通じて実践的なスキルを習得します。また、研修終了後には、社内フィードバックセッションを実施し、習得した知識を共有し、実際の業務に活かす方策を検討します。これにより、スタッフ全体の接遇品質を向上させ、訪れる全ての方に安心してサービスを利用いただける環境を整えます。	研修会に参加できなかった。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページを活用した情報発信	ホームページを通じて、高齢者や障害者を含むすべての利用者に、必要な情報を提供します。サイトでは、バリアフリー設備に関する情報を中心にわかりやすく配置し、見やすさを重視したデザインを採用します。特に文字サイズを調整し、誰もが読みやすいレイアウトを心掛けています。また、定期的に情報を更新し、常に正確で最新の情報を提供することを目指しています。これにより、多様なニーズに対応し、利用者にとって信頼性の高い情報ベースを構築します。	ホームページの全面リニューアルを実施し、バリアフリー設備に関する情報を分かりやすく整理・掲載しております。文字サイズや配色、レイアウトに配慮し、誰もが必要な情報にアクセスしやすい構成としています。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

また、「お客様の声」投入箱等を通じて寄せられたご意見を把握し、関係部署で共有のうえ、対応可能な事項から順次改善を図っております。

施設整備および役務提供の両面から、移動等円滑化の継続的な推進に努めております。

(3) 報告書の公表方法

ホームページの会社案内の中で「バリアフリーへの取組」として掲載している。

(4) その他

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和8年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
松山空港旅客ターミナルビル (国内線・国際線)	愛媛県松山市 南吉田町	人 8,274	○	○	総数 7 旅客搭乗橋 設置数 (5)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計1ターミナル			1	1	総数 7 旅客搭乗橋 設置数 (5)	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に—印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。